○国土交通省告示第四百二十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により東京都市計画事業北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業の施行規程及び事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　市街地再開発事業の種類及び名称　東京都市計画事業北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業

二　事業施行期間　事業計画の認可の公告の日から令和十二年度まで

三　施行地区　東京都港区北青山三丁目の一部

四　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

五　事務所の所在地　東京都港区北青山二丁目十二番二十八号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　令和五年八月九日

七　施行規程の変更の認可の年月日　令和八年三月三十日（第一回変更）

八　事業計画の変更の認可の年月日　令和八年三月三十日（第一回変更）

○防衛省告示第八十七号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	名称	取消年月日
JSNB	六八五	とよしま	令和八年二月二十五日

○北陸地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千八百三十六号富山高岡広域都市計画、小矢部都市計画、砺波都市計画、南砺都市計画及び福岡都市計画下水道事業小矢部川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十六年十一月十八日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千二百四号富山高岡広域都市計画及び富山南都市計画下水道事業神通川左岸流域下水道

三　事業施行期間　自平成四年六月十二日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	高山市一之宮町字薄越七七九七番一から同市一之宮町字薄越七七九八番八まで	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　東三河都市計画道路事業三・三・二十八号姫街道線

三　事業施行期間　自令和八年三月三十日至令和二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県豊川市中央通二丁目並びに北浦町並びに中央通一丁目並びに古宿町北浦及び中通並びに豊川町伊呂通及び波通並びに馬場町弁天前及び上石畑地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第五百四十五号大津湖南都市計画、甲賀都市計画及び近江八幡八日市都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区、勝部出庭排水区）

三　事業施行期間　自昭和四十七年三月二十四日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第三百九号大津湖南都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（湖西処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十三年三月十三日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし